

○ 証券検査に関する「よくある質問」

証券監視委が実施する証券検査に関し、金融商品取引業者等から寄せられる「よくある質問」を以下のとおりQ & A形式で取りまとめましたので、検査の透明性及び予見可能性向上の観点から、これを公表することとします。

なお、今後寄せられる質問についても、公表が適当と判断した場合には、本Q & Aに随時追加することとします。

Q（質問）	A（回答）
1. 検査対象となる業者によって検査周期が大幅に異なっているケースがあります。どのような基準で検査先を選定しているのですか。	<p>平成 17 年 7 月の検査権限の一元化（証券会社の財務の健全性等に関する検査権限や投資信託委託会社、投資顧問業者等に対する検査権限を金融庁から証券監視委に移管。）及び平成 19 年 9 月の金融商品取引法の全面施行等に伴い、証券監視委の検査権限が大幅に拡大されました。</p> <p>これに対応するために、証券監視委では、平成 21 年度の証券検査基本方針（平成 21 年 4 月公表）に記載しているとおり、機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、市場動向等を的確に捉えた情報収集・分析を行うと同時に、検査対象先の市場における位置付けや抱えている問題点（投資者又は市場に影響を与える将来顕在化が想定される各種リスク（法令違反の蓋然性や財務の健全性のほか、経営管理態勢、内部管理態勢及びリスク管理態勢等））などを総合的に勘案することにより、検査周期にとらわれることなく検査の優先度を判断し、検査対象先を弾力的に選定しています。</p> <p>なお、検査日数についても、業者によって大幅に異なっているケースがありますが、これは、検査対象先の規模や業務内容等のほか、検査で把握した事実の分析や問題点の原因究明等に要する時間が異なることによるものをご理解願います。</p>
2. テーマ別検査とは、どのような検査なのですか。	証券監視委では、年度ごとに自らが行う証券検査を計画的に実施・管理するため、検査

の重点項目を定めた証券検査基本方針を策定しています。

平成 21 年度の証券検査基本方針においては、検査を実施する上での基本的考え方として、効率的かつ効果的な検査の実現を目指し、その一環として、内在するリスクをできるだけ早く認識し、検査対象先のリスクの所在を分析するとともに、当該リスクに焦点を当てたメリハリのある検査を行うこととしています。

さらにこうした考え方に基づき、21 年度の検査実施方針として、機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、リスクに基づいた検査計画を策定するとともに、市場を巡る問題や関心事項について横断的なテーマが認められる場合には、必要に応じ、共通の問題がある検査対象先に対して特別検査（いわゆる「テーマ別検査」）を行うこととしています。

これまでのテーマ別検査としては、以下のようなものがあります。

① 平成 19 年 5 月のオー・エイチ・ティー株式の株価急落により、本銘柄の信用取引を受託していた結果、多額の立替金が発生した証券会社に対して、立替金の発生状況を把握するとともに、顧客管理態勢及び与信リスク管理態勢等について横断的に検証を行い、平成 20 年 2 月 8 日に「オー・エイチ・ティー株式に係る証券会社検査結果の概要について」を公表しました。

② また、平成 19 年 8 月の米国のサブプライムローン問題に端を発した経済情勢の急変や F X 取引業者の破綻を踏まえ、特に、同年 11 月以降、F X 取引業者に対し重点的に検査を実施し、財務の健全性やリスク管理態勢に重点をおいた検証を行い、平成 20 年 7 月 2 日に「外国為替証拠金取引業者に対する検査結果の概要について」を公表しました。

なお、②の検査結果を踏まえ、平成 21 年 4 月 24 日、以下の 4 点につき、金融庁長官に

	<p>対して建議を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分管理方法の見直し ・ ロスカットルールの制定 ・ 適切な保証金の預託 ・ 登録申請時の徴求書類等の見直し <p>今後も、このようなテーマ別検査は、証券検査の中で重要な位置を占めるものと考えられます。</p>
<p>3. 証券監視委は試行的に検査の予告制を導入するとのことですが、どういった場合に予告して検査を行うのですか。</p>	<p>予告制については、これまで、法令等遵守状況の検証の実効性確保等を重視する観点から、無予告を原則としてきたところです。しかしながら、今後、証券検査の目的が、例えば、法令等遵守状況の検証だけではなく、リスク管理態勢¹にも着目した検証を行う場合には、証券監視委と検査先双方にとって事前準備等の観点から、予告制を導入することが効率的であると考えられます。</p> <p>こうした観点から、当面、証券監視委が実施する第一種金融商品取引業者等に対する検査について、例えば、その目的が法令等遵守状況の検証だけでなく、リスク管理態勢にも着目した検証である場合には、検査の効率性と実効性への影響等を総合的に勘案して、予告検査を試行的に実施します。</p>
<p>4. 証券監視委による検査は、金融商品取引業者等検査マニュアルどおりの検査を行うことになるのですか。</p>	<p>検査マニュアルは、検査官の検査の手引書と位置付けており、検査に際して活用することとしています。しかしながら、証券監視委の検査対象となる金融商品取引業者等は、業務内容、組織、規模等が様々であり、これにより必要となる管理態勢等も大きく異なることから、検査マニュアルに記載した確認項目を機械的、画一的に検証するような検査は行わないこととしています。</p> <p>検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握するうえで有効と考</p>

¹ リスク管理態勢とは信用リスク、流動性リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクに係る管理態勢を指します。

	<p>えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。</p>
<p>5. 検査中の対話の充実を図る観点から、臨店検査の開始及び終了時点等において、経営陣を交えたミーティング（エグジット・ミーティング等）を行うということですが、これらは具体的にどのようなミーティングなのか。</p>	<p>これまでも検査班は臨店検査の開始及び終了時点等において、実質的にはミーティングを行ってきています。</p> <p>今後は検査対象先との検査中の対話の充実をさらに図る観点から、例えば、臨店検査の開始時点若しくは必要に応じ、臨店中においても、経営陣との意見交換を行い、経営陣の法令遵守や内部管理に対する認識等の把握に努めることとします。</p> <p>エグジット・ミーティングについても、検査班と検査対象先の双方が、臨店中の意見交換等を通じて十分に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認する場として、検査の結果問題点として認識した事実関係について、検査班としての評価（法令適用及び内部管理態勢の不備等）を検査対象先に口頭で伝えることとします。ただし、これはあくまでも検査班としての評価にすぎず、証券監視委又は財務局等としての最終的な意見ではありません。</p>
<p>6. 検査関係情報及び検査結果通知書について第三者に対する開示制限をかけることだが、どのような場合であれば、開示が認められるのか。</p>	<p>開示を認める判断基準としてまず挙げられるのは、当該第三者が業務上知っておく必要があるかどうかということです。こうした観点から想定される事例としては、以下のようものが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持株会社等検査対象先の経営管理会社への開示 ・検査対象先の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示 ・検査対象先に係るデューディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示 ・検査対象先に係る破産や民事再生手続きが開始された場合における管財人、監督委員への開示 <p>検査対象先から開示の承諾を求められた</p>

	<p>場合には、上記の事例を含め、個々のケース毎に①開示の必要性、②開示対象者における保秘義務の状況（守秘義務契約の締結等）、③検査の実効性への影響、等を総合的に勘案して承諾の可否を判断します。</p> <p>なお、検査・監督部局及び自主規制機関は、開示してはならない第三者から除きます。</p>
<p>7. 検査モニターで出された意見は、どのように活用しているのですか。</p>	<p>検査モニターは、検査官の検査手法等について、検査対象先を訪問して意見を伺うというもので、原則として、実施することとしています。</p> <p>証券監視委では、いただいた意見を踏まえ、主任検査官へ必要な指示を行うとともに、検査官への教育・研修や検査手法等に取り入れることで、今後の証券監視委の検査活動に役立てることとしています。</p> <p>なお、検査モニターで意見をいただいたことで、当該検査対象先のその後の検査に影響が出るということはありません。</p>
<p>8. 検査官との意見相違事項に関し意見申出を行った場合、どのように処理しているのですか。</p>	<p>証券監視委の検査は、対話を重視することにより検査対象先との認識を一致させるよう努めているところですが、仮に、検査対象先と検査官の間に意見相違が生じた場合、検査官の意見が一方向的に検査結果に反映されてしまうことを防止するため、意見申出制度を導入しています。</p> <p>申出のあった意見は、中立的かつ公正な処理を行うために、検査担当部署である証券検査課とは別の部署でその内容を精査、調査して委員会に諮ることとなります。</p> <p>委員会では、検査対象先からの意見を公正な立場で審理し、その結果を検査結果通知書に反映させて検査対象先に通知することとなります。</p>
<p>9. 証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、どのような判断基準によって行政処分を求める勧告を行うのですか。</p>	<p>行政処分を求める勧告は、金融庁設置法に基づき証券監視委に付与された権限ですが、証券監視委が勧告を行うか否かについては、</p>

	<p>個々の事案の重大性や悪質性に加え、当該行為の背景となった内部管理態勢や業務運営態勢の適切性等を総合的に勘案して判断することとしています。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 違反した法令等の保護法益の重要性 ② 行為又は状況等の悪質性 <ul style="list-style-type: none"> ア 行為の態様 イ 被害の程度 ウ 件数・期間・反復性 エ 反社会的勢力の関与 オ 行為者・関与者の認識、地位、隠蔽の有無 ③ 当該行為の背景となった内部管理態勢の適切性 <p>等を総合的に勘案しています。</p> <p>当該勧告の判断要素は、金融庁が公表している「行政処分の基準」と整合性のあるものと考えています。</p> <p>なお、最近の勧告及び指摘事例については、証券監視委のホームページで公表しています。</p>
<p>10. 金融商品取引法第 51 条（登録金融機関にあっては同法第 51 条の 2）は、どのような判断基準によって適用するのですか。</p>	<p>金融商品取引法第 51 条（登録金融機関にあっては同法第 51 条の 2）を適用する場合においても、証券監視委では勧告を伴うこととなるため、基本的に勧告の判断要素を勘案して判断することとなります。</p> <p>しかし、本条文では、「公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」とされ、個々の行為が法令違反に該当することを行政処分の発動要件としていません。このため、勧告の判断要素のうち、「違反した法令等の保護法益の重要性」の判断については、金融商品取引法の目的、制度趣旨に照らした判断を行うこととなり、将来リスクの顕在化の可能性や内部管理態勢等の適切性も判断要素となります。</p> <p>なお、当面は、個別の判断を行うに当たり、</p>

	<p>対象となる金融商品取引業者等に対し、具体的・詳細な説明に努めることとし、将来的には、本条文の発動に関する包括的な考え方を整理し公表したいと考えています。</p>
<p>11. 検査結果通知書に記載されない事項については、証券監視委が検査で把握しなかった事項又は検査で把握した問題であっても不適切ではなかったものと理解してよいのでしょうか。</p>	<p>証券監視委では、限られた時間と人的資源を最大限に活用して、効率的かつ効果的な検査の実施に努めているところですが、検査対象先の全ての業務内容等を検証できるものではなく、検査で把握できない問題点もあり得ると考えられます。</p> <p>したがって、検査で把握できなかったものについて、証券監視委が適切であると認定するものではないことをご理解願います。</p> <p>なお、当該問題を次回以降の検査等で把握した場合には、証券監視委があらためて不適切であると認定することも考えられます。</p> <p>また、検査で把握した問題点については、勧告の判断要素（上記 8. ①～③）に記載した事項も踏まえつつ検査結果通知書への記載の必要性を検討することとしており、軽微なもの等については指摘を見送ることも考えられます。このような事案については、証券監視委が適切であったとの認定を行ったものではなく、あくまで、不適切ではあるものの、金融商品取引業者等の自主的な努力による改善が期待できると判断し指摘を見送るものです。このため、状況の変化や新たな事実を把握した場合には、次回以降の検査等であらためて指摘することも考えられ、改善に向けた自助努力を怠ることのないようにしていただきたいと思います。</p>
<p>12. 証券監視委では、証券検査に関する質問や意見を受け付けてもらえるのでしょうか。</p>	<p>証券監視委では、検査対象先から検査手法等に関する意見を受け付けるための検査モニター制度を導入しており、証券監視委の幹部が検査対象先を訪問して直接意見を伺う「意見聴取」と、電子メールで意見を受け付ける「意見受付」の2通りの方法で実施して</p>

	<p>おります。</p> <p>また、21年7月からは、「意見受付」の方法をアンケート方式に変更し、より意見が出しやすくなるよう改善を図ったところです。なお、「意見受付」の受付期間は、臨店検査開始日から臨店検査終了後の10日目（土日祝日を除く）を目安としています。</p> <p>このほかにも、検査対象先となる金融商品取引業者等との様々な対話の場を通じて質問や意見を受け付けておりますが、個々の業者からのみならず、加入する自主規制機関等の団体を通じた質問や意見も受け付けております。</p>
--	---

証券取引等監視委員会事務局